

地域資源マップ・リスト、作成について

1. 作成の目的

平成18年10月から障害者自立支援法の本格施行に伴い、相談支援事業が市町村の必須事業となりました。それ以前から相談対応はされてきていることではあると思いますが、なぜ改めて「相談支援」が必須として定められたのでしょうか。

今までの障がいのある方の生活は、日中活動、就労、余暇など一人の人の生活に関わる全てのことを「入所施設サービス」の1箇所で対応することが当たり前とされてきました。それにより、障がいのある方の姿は街から消え、「特別な人たち」として捉えられてしまいました。

姿の見えない人たちに理解を示すことは困難であり、いつまでたっても両者の距離は縮まりません。そんな現状を脱するため、現在の福祉の方向は「脱施設」、そして「地域生活」への移行です。

では、「地域生活」とはどんな生活のことをいうのでしょうか？それは十人十色であり、決まった形などありません。「家族と一緒に暮らしたい」「一人暮らしをしたい」それぞれの希望がありますが、共通して言えるのは「施設での集団生活ではなく、街でみんなと一緒に暮らしたい」という想いではないでしょうか。

その想いを実現するためには、様々な地域資源を利用する必要があります。私たちは当たり前のように必要な地域資源を選択し生活していますが、障がいのある方の場合、障がいのない方向けに用意された情報のみでは選択・決定が困難であったり、障がいゆえに必要な特別な資源が地域になかったりします。

そこで重要な役割を担うのが、各市町村に配置されている相談支援担当者です。コーディネーターとして地域資源を把握し、連携した体制がとれるようマネジメント(個人のニーズを受け止め、それぞれの資源がもつ機能をつなぎあわせ調整する)していくことが求められています。コーディネーター機能が発揮されることにより、地域生活支援の質が大きく高められることは間違いありません。

相談支援担当者として相談を受け、支援体制を考えようとした場合に、地域資源が把握されていない状態では具体的な支援へつなげることはできません。できたとしても、偏りやせつかくの他資源が活用されない状況になってしまうでしょう。今回、資源マップ・リストを作成することにより視覚的にわかりやすい状態で資源を把握でき、また新しい資源やその機能を確認できることになると思います。

また、1年後、2年後・・・と予測されるニーズに対しても、マネジメントをしやすくなると考えます。地域にある資源を活用しながら、障がいのある方の地域生活をどう支えていけるかは「地域連携」にポイントがあり、その調整役(コーディネーター)として相談支援担当者が重要な役割を担うこととなります。マップ作成を通して、地域状況・課題の把握をしていただくことにより、今取り組むべきことは何なのか、見えてくるのではないのでしょうか。

2. マップの理解(マップ白地図参照・・・P6)

「地域資源」を考えたとき、障がいのある方のニーズだから全て「福祉資源」に結びつけようとする人が多いと思います。居宅、通所、短期入所の事業所・・・入所施設の多い地域であっても、全てのニーズに対応可能な状況ではありません。

しかし、「地域資源」は障がいがないと言われている人たちが利用しているものの中にも、活用できるものは存在します。機能や支援の内容から、「地域資源」を大きく二つに分けると

①当たり前普遍的な機能・支援

②特別な障がい固有の機能・支援

の2つになります。障がいの有無に関わらず誰もが当たり前前に受けることのできる支援と、障がい特性ゆえに特別に必要な支援のことです。①に少しの工夫をするだけで、障がいのある方のニーズに対応可能となる場合があったり、もしくは②のような特別な支援が必要なものもあると思います。

当たりの資源を見落とさないために、「医療」「保育・教育」「経済」「生活」の4領域について、①②に分類して把握しておくことでニーズにどこまで対応可能かが理解しやすくなります。

また地域の現状把握だけではなく、個別診断にも非常に効果的です。現状や、足りない部分は何なのかを把握するための手段として活用することで、マネジメントをするうえでとても便利です。その他活用方法は様々ですが、①②のポイントはしっかりおさえたいうえで活用していただきたいと思います。

3. マップの活用

①各市町村現状マップ

まずは第1に、「現状マップ」としてのご活用をおすすめします。それぞれの市町村、地域にある資源を機能別に分けることで、現状や今後整備が必要な資源を把握することが可能となります。

②広域資源マップ

後志の5ブロック(小樽市・北後志・岩宇・羊蹄山麓・南後志)の中で、一つの町村でニーズを満たせる所は少数であるのが現状です。様々なニーズを満たすためには、広域での資源活用が有効な考え方ではないでしょうか。

③未来マップ

2～3年後にはどんな資源が必要となってくるのか整理するために、「未来マップ」として活用することもできます。現在は高等養護学校の寮に入っているが、1年後には地元に戻り在宅生活を送りたいと望む重度の身体障がいのある方や、すでに在宅生活を送られている方のニーズ(日中活動の場・就業の場など)など早急にはないが、将来は確実に必要となるだろう資源は何なのかを把握しておくことができます。

新しい資源をつくることは短時間では困難と思われ、予め先を見通したうえで準備を進めておくことが必要です。家族、学校教員、地域資源と連携した準備が必要となってくるでしょう。

④個別状況・ニーズの把握

相談があったケースについて、個別のアセスメント（事前評価）などを実施することと思いますが、全体把握をするうえで資源マップの活用をおすすめします。

相談の主訴がはっきりしている場合は、対応がすぐにとれる場合が多いでしょうが、困ったのでどうにかして欲しいなど抽象的な相談の場合、お互いにニーズの整理をおこなう作業が必要となります。「医療」「教育・保育」「経済」「生活」のどの部分に支援があれば良いのか、マップを通すことで相談者にもわかりやすく伝えることが可能になると思います。また、相談支援担当者としては、ケアマネジメントが必要かどうかの判断やケース会議を開催する時の資料として、有効に活用できるでしょう。

4. その他

このマップは基本形です。個別状況・ニーズの把握等でご活用される場合は、使いやすいかたちに変更していただいて構いません。ご提案等がありましたら、当センターまでご連絡ください。

5. まとめ

相談支援担当者として、地域資源の把握は最低限必要なことです。資源把握を通じて、ない資源を補う方法を考え、どのような相談者が来た場合でも対応できる体制作りのきっかけとしていただきたいと思います。「資源がないから」ではなく、ない場合は近隣町村の資源を利用できるよう流れを作っておくなど、具体的な方法を一緒に考えていきましょう。

今回の資源マップ作成は、現担当者の資源把握はもとより、他職員への引継ぎ資料としても機能させることができるでしょう。

誰もが望む暮らしを実現できる体制作りのために、様々な形でご活用していただけることを期待します。